

# 選 挙 細 則

## 第一条 (役員、会計監査の選出)

役員、会計監査の選出に関して選挙管理委員会を設ける。

## 第二条

選挙管理委員会は九月中に設置し、役員確定後は解散する。

## 第三条 (選挙管理委員の選出)

選挙管理委員は、会長が運営委員会の承認を経て本部役員経験者より若干名選出する。委員は互選により委員長を選ぶ。

## 第四条 (選挙管理委員会の任務)

- (イ) 選挙管理委員会は選挙の日、並びに候補者の届出期日を告示する。
- (ロ) 選挙管理委員会は、候補者の資格について審査を行なう。
- (ハ) 選挙管理委員会は、選挙の五日前までに全候補者の氏名を役種別、五十音順に連記し全会員に発表しなければならない。
- (ニ) 選挙管理委員会はすみやかに選挙の結果を会長に報告し任務を終了する。

## 第五条 (推薦委員の選出)

- (イ) 推薦委員は、本部役員より若干名、学校より一名を会長が選出し運営委員会の承認を得る。
- (ロ) 会長は推薦委員になることはできない。
- (ハ) 委員は互選により委員長を選ぶ。

## 第六条 (推薦委員の任務)

- (イ) 推荐委員は役員および会計監査が同一地域に片寄らぬよう配慮して定数の推薦候補者を決定し、所定の期日までに選挙管理委員会に届け出る。
- (ロ) 推荐者の決定にあたっては、被推薦者の同意を得なければならぬ。
- (ハ) 推荐委員の任務は推薦候補者を選挙管理委員会に届け出た時に終了する。

## 第七条 (候補者)

- (イ) 五名以上の会員により連署して推薦され立候補したもの。
- (ロ) 推荐委員により推薦されたもの。

## 第八条 (選挙)

- (イ) 候補者が、定数を越えた場合は選挙管理委員会の指定した方法で決定する。
- (ロ) 選挙管理委員長は総会において候補者を紹介する。
- (ハ) 候補者は意見を発表することができる。
- (ニ) 投票は無記名、直接投票で、会長、副会長、庶務、会計監査役種別に投票する。
- (ホ) 投票用紙は、選挙管理委員会の作成したものを用いる。
- (ヘ) 出席者の有効投票の過半数以上の得票をもって当選者とする。

(ト) 前項に該当するものがないときは、上位得票者数二名をもって決戦投票を行う。

(チ) 候補者が定数の場合は総会において信任を得なければならぬ。

## 第九条 削除

## 第十条 (地域委員の選出)

- (イ) 地域委員は、役員・会計監査選出後、各地域より、前年度地域委員が選任をもって若干名を選出する。
- (ロ) 選出に際しては立候補者を優先とし、立候補がない場合は会員による抽選とする。

## 第十一条 (細則の改廃)

この細則は運営委員会で出席の三分の二以上の賛成により改正または廃止できる。

## 第十二条 (附則)

- 本規約および選挙細則は平成二年五月十五日から実施する。
- 本規約は一部改正し平成四年三月十二日から実施する。
- 本規約は一部改正し平成五年三月九日から実施する。
- 本規約は一部改正し平成八年三月七日から実施する。
- 本規約は一部改正し平成十六年五月二十六日から実施する。
- 本規約は一部改正し平成十七年二月九日から実施する。
- 本規約は一部改正し令和二年四月一日から実施する。
- 本規約は一部改正し令和五年十月一日から実施する。
- 本規約は一部改正し令和六年五月十七日から実施する。
- 本規約は一部改正し令和六年九月九日から実施する。
- 本規約は一部改正し令和七年九月二十五日から実施する。